

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成14年6月20日	不動産番号	0103000003791
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	文京区大塚五丁目				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
104番4	宅地		78:13 :	104番1から分筆 〔昭和57年9月28日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成14年6月20日	
余 白	余 白		13:73 :	③104番4、104番12に分筆 〔平成26年3月3日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部敷地権	余 白	建物の表示 文京区大塚五丁目104番地3 一棟の建物番号護国寺ロイヤルハイツ 昭和63年8月23日登記 順位57番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年6月20日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。